

## 改正フロン排出抑制法説明会のご案内

平成27年4月に施行されたフロン排出抑制法が、令和元年6月に改正され令和2年4月1日から施行されます。今回の改正では、管理者が機器を廃棄する時等のフロン回収について厳格化されたほか、解体工事元請業者や廃棄等される機器を引き取る事業者が対象となります。業務用の冷蔵冷凍機器、エアコンを所有等している事業者の方は、この制度の対象になりますので、説明会に御参加ください。

### ○ 改正フロン排出抑制法説明会

主催：群馬県、一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

回	開催日	曜日	時間	会場	定員	対象
1	令和2年2月6日	木	10:00-11:30	前橋合庁防災センター	90	管理者
2	令和2年2月6日	木	13:30-15:00	前橋合庁防災センター	90	
3	令和2年2月17日	月	10:00-11:30	前橋合庁防災センター	90	

### ○改正フロン排出抑制法・特定製品点検等実務研修会

主催：群馬県、群馬県産業環境保全連絡協議会

1～3回と同内容の改正フロン排出抑制法に係る説明と併せて、対象機器の点検や漏えい事故に関する研修会を開催します。

回	開催日	曜日	時間	会場	定員	対象
4	令和2年3月11日	水	13:30-16:00	県庁2階ビュッテセンター	120	管理者

### ○申込方法

次の E-mail (kanhozen@pref.gunma.lg.jp) あてに、法人名、所属、氏名、電話番号、希望する回を記載し、タイトルは、「改正フロン法説明会参加希望」で各開催日の1週間前までにメールしてください。折り返し、参加の可否についてメールをお送りします。

### ○問合せ先 群馬県森林環境部環境局環境保全課 027-226-2832

E-mail (kanhozen@pref.gunma.lg.jp)

### ○会場案内

#### ①前橋合同庁舎 地域防災センター

〔前橋市上細井町2 1 4 2 - 1〕

<http://www.pref.gunma.jp/07/j00110001.html>

〔道路案内は左図のとおり〕

#### ②群馬県庁 2階ビュッテセンター

〔前橋市大手町1-1-1〕

<https://www.pref.gunma.jp/01/a2710002.html>

